

第6回埼玉県営水上公園における水着撮影会の在り方検討会 議事概要

◆日 時

令和6年2月16日（金） 開会 午後02時00分～午後05時00分

◆出席者

（委員）5名

（事務局）公益財団法人埼玉県公園緑地協会 8名

1 開会

2 挨拶

3 議事

○県民から寄せられた意見とそれらに対する検討会の考え方について

【事務局からの説明】

第5回の検討会で検討された提言素案について、県民の皆様から意見募集を実施した。本日は集まった各意見に対する検討会としての考え方、および意見を受けての提言修正等をご検討いただきたい。なお、いただいた提言について記者発表（資料提供）する際に、提言とともに、この県民の皆様からの意見募集の結果についても公表することとなる。

（委員）

では県営水上公園における水着撮影会に係る総論的意見について検討したい。

（委員）

ご意見の中で、水着撮影会自体に反対をしている意見、水着撮影会開催に賛成とで、大きく2つに対別するとしたらどのようなイメージか。

（事務局）

概ね賛否は、ほぼ同数である。

（委員）

最終的なアウトプットというのはどういう形になるか。

（事務局）

本検討会のアウトプットについては、提言、県民意見募集の結果概要と各ご意見への考え方について、公表したいと考えている。

(委員)

どの程度、詳しく回答すべきなのか。

(事務局)

場合によるとしかいえないが、埼玉県の場合を見ると、一般的には県民の皆様にご回答するものとして、シンプルな回答が多い。

(委員)

「1 県営水上公園における水着撮影会に係る総論的意見」について発言をお願いしたい。

(委員)

総論的意見としては、まず基本的な考え方として、広く県民に受け入れられるような水着撮影会になるようにという方向性が一つポイントだと考える。

(委員)

水着撮影会の開催に条件を付することに反対するような趣旨のご意見については、検討会としては、撮影会の許可にあたっては、都市公園条例に基づいて、都市公園の運営上必要な条件を付することができるとお伝えすることが必要だろう。

また、今回の県民の皆さんからの意見募集や、専門家の意見も含めて許可の条件を考えていることもお伝えしたい。

(委員)

広く県民に受け入れられるような水着撮影会となるように、様々な意見に十分配慮した条件が設定されるように、といった県民への回答案の前段に、表現の自由や営業の自由などに配慮する文面を入れるのはどうか。

(委員)

寄せられたご意見の中にも言及があるため確認するが、水着撮影会の開催については、夏季プール期間以外の水泳施設の利活用の促進という観点から水着撮影会を許可しているという認識で間違いはないか。

(事務局)

そのとおり。

(委員)

水着撮影会の収入について、公園整備の財源に充ててほしい旨のご意見があった

が、公園に撮影会の収入が入ることで、公園整備等の費用に有効活用できるということでのよいのか。

(事務局)

そのとおり。

(委員)

水着撮影会の実施そのものについては、地方自治法の趣旨に照らし合わせて回答しているが、具体的な条文についてはどの部分が適用される認識か。

(事務局)

地方自治法は第 244 条の第 2 項に正当な理由がない限り、住民の利用を拒むことができないこと、同条第 3 項に不当な差別的扱いを禁じていることの記載がある。

(委員)

該当する条文を記載した方が、分かりやすいだろう。

(委員)

結論の文章は、「十分に配慮した許可条件となるよう提言を行います」とするのはどうか。

(委員)

子どもの保護者や女性など、夏季プール利用者からヒアリングしていない、とのご意見があるが、ヒアリングは撮影会の関係者だけではなく、女性支援団体関係者の方などにもヒアリングさせていただいた。そのことはお伝えすべきだろう。

(委員)

県民の皆さんからの意見募集も含めて、学識経験者や有識者など、さまざまな方々からご意見をいただいて、提言をまとめていることをご理解いただきたいと思います。

(委員)

「2 新たな許可条件の骨子について（各論的意見）」の（1）禁止項目（水着、ポーズ）の在り方についてはどうか。

(委員)

ご意見として、一般利用とのゾーニングができていることや、会場管理ができている前提があるのだから、主催者・撮影者・モデルの同意があれば問題ないとの意

見があるかどうか。

(委員)

主催者・撮影者・モデルの3者の同意があれば問題がないというよりは、同意があれば規制はいらないとの意見だと捉えている。

(委員)

許可条件の骨子の中でも、禁止項目の水着・ポーズのあり方についてのご意見であるから、水着・ポーズについて規制する必要はないという趣旨だろうが、仮に合意があったとしても、公然わいせつ罪の刑法違反になりうることを記す必要がある。

(委員)

ストリップの事案で劇場提供者が共同正犯になっていた裁判例があった。

(委員)

回答欄に「公序良俗に反するような水着やポーズを認めることには慎重であるべきであり」とあるが、厳密に考えるのであれば、表現の自由との関係では公序良俗に反するような水着やポーズの場合には、そのような水着の着用を認めないとして表現の自由を制約できる可能性があるというものである。公然わいせつにはあたらないと考えられるが公序良俗に反するおそれがあるような場合に、管理者としては制限をする義務があるのか、今回、それらを積極的に制限することの理由を記すべきではないか。

(委員)

最初の総論のご意見のところ、公園の管理上必要な条件を付すことができると回答している。公園管理の中身の一つとして、そもそも水着撮影会をやるべきではないとの県民の意見もある中で、撮影会等の利用とのバランスを取るというニュアンスもあると考える。公序良俗というよりは、都市公園の管理上必要な条件という観点から、過激な水着やポーズは規制すべきだという説明が正しいだろう。この検討会で、今まで考えてきた管理権と、開催者の方たちの表現の自由などの権利とのバランスにも合うと考える。

(委員)

乳首や性器を物理的に隠していれば、公然わいせつ罪が成立しないのではないかと意見がいくつかあるため、貸し切りの環境下であっても公然性があるという判例があり、乳首や性器を物理的に隠していても、公然わいせつ罪にまったく問われないわけではないということも記した方がいいのではないか。

(委員)

遮蔽空間であっても公然わいせつ罪になり得るか。

(委員)

なり得る。不特定多数の客を勧誘して観覧の機会を提供した場合には、たとえ会場には特定少数の人しかいなかったとしても、また会員組織の形をとって会員券を売り、会場に外部の人が出入りできないようにしていたとしても、公然性に欠けるものではないと判断された裁判例がある。

(委員)

わいせつの定義というのは時代と社会によって変化する相対的・流動的なものであるから、ニプレスで乳首を隠していても、今後も公然わいせつ罪に問われる可能性が全くないとはいえないだろう。

(委員)

つまり、わいせつの定義は、専門家が言っていたように、その時々社会通念等で変わってくるものであるため、現状、乳首の露出が公然わいせつ罪にあたらぬとしていたとしても、今後も絶対にあたらぬとは言いきれない。したがって、公園の管理上、過激な水着やポーズは避けていただく必要がある。

(委員)

県民への回答案における乳首と乳房の区別については、要件を明確化するために乳首と記載しているとの認識でよいか。

(事務局)

そのとおり。

(委員)

(2) モデル・撮影者の年齢制限の在り方についてはどうか。

(委員)

「有害役務営業」に該当する恐れがあるとは行き過ぎているとの意見があるがどうか。

(委員)

埼玉県青少年健全育成条例の「有害役務営業」の規定に鑑みれば、水着撮影会が「有害役務営業」に全く当たらないとは言いきれない。ただ、ストレートに「有害

「役務営業」に該当するとまで考えていたわけではないため、「該当する恐れがある」と表現していた。しかし、これは誤解を招く表現であったため、修正をする方向でどうか。

(委員)

過激な程度やその場の状況によっては、「有害役務営業」に全く当たらないとも言いきれないため、該当するおそれがあるという表現ではどうか。

該当するとまでは考えていたわけではないが、場合によっては全く当たらないとも言いきれないため、恐れがあると表現している。

(委員)

モデル・撮影者の年齢制限の在り方について、「有害役務営業に該当するおそれがある」だけで規制することに反対する、とのご意見についてはどうか。

(委員)

未成年者の表現の自由は尊重されなければならないが、その一方で埼玉県青少年育成条例の趣旨を踏まえて、未成年者の出演や参加を禁止することが適切と捉えている、としてはどうか。

(委員)

未成年者にとって有害な催しが、地方自治法 244 条 2 項でいう、公園の利用を拒否する正当な理由に当たらないかという意見についてはいかがか。

(委員)

未成年者を参加禁止とすることが、水着撮影会を全て開催拒否する正当な理由には当たらないのだということをごどこかで入れ込まないといけないと思う。

(委員)

正面から答えるのであれば、未成年と成人は区別して考えた方がよい。

(委員)

青少年健全育成条例の趣旨からすると、未成年者にとって有害なものに従事させるべきではないとしているものであり、成人に対して及ぶものではない。そもそも開催を禁止すべきイベントではないが、未成年者に対して特別に禁止するものという趣旨を言えばよいのではないか。

(事務局)

時間が来てしまったため、別日を設けて続きの検討をお願いしたい。